

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		出産育児一時金(国民健康保険特別会計)		市の担当部課	健康福祉部保険年金課		
				問い合わせ先	0568-44-0327		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		出産した被保険者の世帯主43人		代表者名	—		
関係規定	法令	国民健康保険法第58条		条例	犬山市国民健康保険条例第4条		
	規則等	犬山市国民健康保険条例施行規則第17条		要綱	—		
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	昭和36年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		出産による経済的負担を軽減し、子どもを生みやすい環境を整え、人口増加を促す。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		21,000,000 円	19,637,770 円	17,658,080 円	25,200,000 円		
		(7,000,000 円)	(6,545,924 円)	(5,886,027 円)	(8,400,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		出産育児一時金として、生まれた子ども1人につき420,000円を世帯主に支給するもの。 ※支給件数:43件					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳		出産費用			
補助額の算出方法		補助率、補助額		子ども1人につき420,000円			
		補助限度額		420,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	出産による経済的負担の軽減のために支給するものであるため。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		国保加入者の出産・育児環境の向上、子どもの人口増加					
その他参考事項		平成21年10月1日より、出産育児一時金の支給額が420,000円となる。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※平成30年度の実績に基づき作成しています。